

健診結果、そのままにいませんか？

健診を受けた後の行動こそが大切です！



健診の結果
生活習慣の改善が必要
な方は…

特定保健指導を利用しましょう！



◀詳しくはこちら

特定保健指導とは、健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40歳～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。

健康に関するセルフケア（自己管理）ができるように、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

特定保健指導の内容

①面談

訪問やオンラインによる面談で自分に合った目標を設定します。
初回面談（20分～30分）
費用は**無料**

②実行

生活習慣改善に取り組みます。保健指導者も電話等で取り組みのサポートを行います。

③評価

3か月以降に目標達成状況について振り返りを行います。引き続き健康づくりの取り組みをアドバイスいたします。

健診の結果
医療機関への受診が必要
な方は…

医療機関に早期受診を！



◀詳しくはこちら

未治療者への受診勧奨として協会けんぽでは、健診の結果、血圧値、血糖値、胸部エックス線、LDL（悪玉）コレステロール値が「要治療」「要精密検査」等と判定された方のうち、医療機関への受診が確認できない方へ受診をお勧めするご案内を送りしています。

高血圧・高血糖・脂質異常を放置すると？

高血圧

正常血圧と比べて血圧が高くなるほど脳卒中（脳出血、脳梗塞等）の発症リスクが高まります。

高血糖

高血糖の状態を放置すると目が見えにくくなったり、人工透析が必要になる場合もあります。

脂質異常

LDLコレステロール値が基準値よりも高い人は、心筋梗塞になりやすいことが分かっています。

健診の結果
異常なし
の方は…

これからも毎年の健診で、ご自身の健康をチェックしましょう！

事業所担当者様へ

健診は受診して終わりではありません。その後の健康づくりにつなげることが大切です。特定保健指導や医療機関の受診が必要な方へのお声掛けにご協力をお願いいたします。



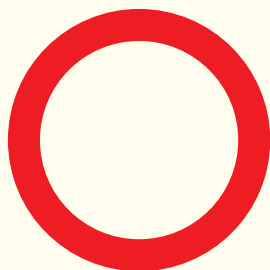
接骨院（整骨院）等で 健康保険を使うときは正しく受診しましょう

接骨院（整骨院）等では、**健康保険の使える範囲**が決められています。

健康保険の対象となる範囲は限られますが、柔道整復師が施術を行う接骨院・整骨院や、はり・きゅう・あんま・マッサージ等で使用できる場合があります。

これらの施設で健康保険を使用する場合、患者は一旦費用の全額を自己負担し、原則として申請により給付を受けますが、登録した施術者が患者に代わり保険給付を保険者に請求できる「受領委任制度」が認められています。そのため患者は接骨院・整骨院等でマイナ保険証を提示すると、医療機関等に受診したときと同じように、一部負担金のみの支払いで施術を受けることができます。

健康保険の対象となる主なケース



接骨院（整骨院）等の場合

- ・骨折、脱臼
- ・打撲
- ・捻挫
- ・挫傷（肉ばなれ等）

（負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていないケガ）

はり・きゅうの場合

- ・神経痛
- ・腰痛症
- ・リウマチ
- ・頸椎捻挫後遺症
- ・頸腕症候群
- ・五十肩など

（医師による治療手段がない場合、医師の同意書が必要です）

あんま・マッサージの場合

- ・筋麻痺や関節拘縮等の症状

（医師が治療上必要と認めた場合、医師の同意書が必要です）

健康保険の対象と ならない主なケース



- ・単なる肩こり、筋肉疲労、慰安目的のマッサージ
- ・病気（神経痛、リウマチ等）からくる痛み・こり
- ・仕事中や通勤途中での負傷
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療

※応急処置は除きます。

- ・日々の疲労回復やリラクゼーション目的の施術
- ・仕事中や通勤途中での負傷による疾病
- ・医師の同意がない場合
- ・はり・きゅうは、同一疾病（症例）の治療を医療機関と併用している場合

※診察・検査は治療に含まませんが、投薬（内服薬・シップ）や注射治療等は治療にあたります。



医療費の適正化に向けた取り組みを行っています

接骨院・整骨院の施術費用を療養費として適切に支給するため、施術を受けた方へ施術内容について照会させていただきます。

照会文書が届きましたら、施術を受けられたご本人が内容を確認し、回答していただきますようお願いいたします。

接骨院（整骨院）等
について詳しくは
こちらからご確認ください



柔道整復師の
かかり方はこちら



はり・きゅう等の
かかり方はこちら

協会けんぽからのお知らせ

令和8年6月より代表電話の音声案内が変わりました



協会けんぽ 全国健康保険協会 宮崎支部

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階

協会けんぽ 宮崎

検索

TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内加入者・事業所の方 案内公的機関・医療機関・健診機関の方 案内その他のご相談

けんぽアプリのご利用をおすすめしています。けんぽアプリ 検索

電子申請をご利用ください。

各種申請手続きが

オンラインで手軽に

できます

詳細はホームページから

